

4月1日～ 04 三珠・市川地区指定ごみ袋の価格を改定します

中巨摩清掃センターで処理される家庭ごみ用の三珠・市川地区指定ごみ袋については、近年の価格高騰等の理由により続く作成費や販売委託料の赤字を解消するため、価格を改定します。

町生活環境課環境衛生係 ☎ 055-272-6092

■三珠・市川地区指定ごみ袋 (税込)

規格(1袋20枚入)	改定前	改定後
可燃(大)	250円	400円
可燃(小)	220円	300円
不燃	280円	500円

4月(5月検針分)～ 05 簡易水道料金と下水道料金を改定します

簡易水道事業および下水道事業は、節水機器の普及などにより収入が減少する一方、施設の老朽化や下水道の普及に伴う費用が増加し、今後経営を維持することが非常に厳しい状況です。将来にわたって安全で安定した水道水を供給し、清潔な生活環境を維持するため、簡易水道料金および下水道料金を引き上げます。

■簡易水道料金 基本料金を超える使用は1㎡ごとに超過料 (税込)

給水区域	料金区分	改定前	新料金
上野、大塚、高萩、埜、中山、山保、八之尻(別所、沖村)、黒沢(入)、岩間、落居1区～6区、楠甫、宮原、葛籠沢、鴨狩津向	10㎡まで (基本料金)	770円	935円
	11～100㎡ (1㎡あたり)	99円	121円
	101㎡～ (1㎡あたり)	110円	121円
落居7区、8区、五八、岩下、寺所	10㎡まで (基本料金)	880円	935円
	11～100㎡ (1㎡あたり)	104円	121円
	101㎡～ (1㎡あたり)	104円	121円

■下水道料金 基本料金を超える使用は1㎡ごとに超過料 (税込)

給水区域	料金区分	改定前	新料金
市川・三珠地区 (農業集落排水および戸別浄化槽を除く)	10㎡まで (基本料金)	826円	1,000円
	11～50㎡ (1㎡あたり)	105円	120円
	51～200㎡ (1㎡あたり)	126円	140円
	201㎡～ (1㎡あたり)	149円	170円
六郷地区	20㎡まで (基本料金)	1,980円	2,200円
	21～100㎡ (1㎡あたり)	99円	120円
	101～500㎡ (1㎡あたり)	110円	130円
	501㎡～ (1㎡あたり)	121円	140円

町生活環境課簡易水道係、下水道係 ☎ 055-272-6092

4月1日～ 06 町営国民健康保険診療所の診療日等が変わります

指定管理者制度が導入され、指定管理者は医療法人高原会になります。これに伴い、診療科目と診療日が変更となります。なお、診療医師は引き続き高原仁先生が担当します。

内科診療体制(日曜、祝日休診)

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	×	×	×	○
午後	×	×	×	○	○	×

整形外科診療体制(日曜、祝日休診)

	月	火	水	木	金	土
午前	×	×	×	×	×	○
午後	×	×	×	×	×	×

内科診療体制(祝日休診)

	月	火	水	木	金	土	日
午前	×	○	×	×	×	○	×
午後	×	×	×	×	×	×	×

※診療時間は午前：9時～正午のみ
※整形外科の診療は3月29日をもって終了します。

町営国民健康保険診療所 ☎ 055-272-7111

4月1日～ 01 公共施設の使用料が変わります

01 公共施設の使用料が変わります

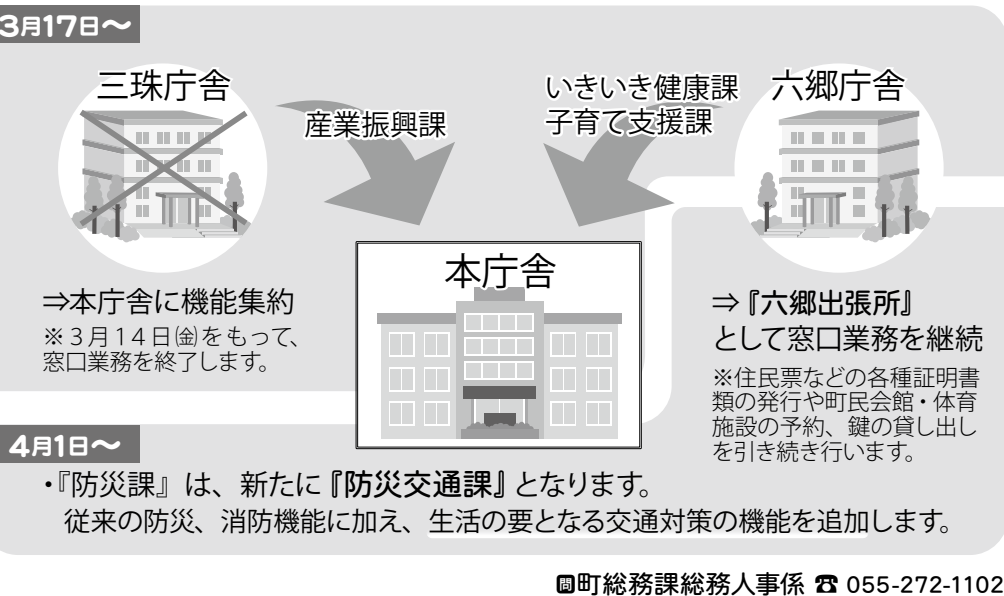
町施設の使用料が改定されます。施設利用者が納めた使用料は、当該施設の維持管理等に使われます。

▶詳細は町ホームページをご覧ください。

町総務課行財政改革推進係 ☎ 055-272-1102

3月17日～ 02 町役場の組織や機能が変わります

令和7年4月1日からの新年度業務開始に向け、課の配置や機能が変わります。



4月1日～ 03 一部公共施設の運用が変わります

人口1万人以上の県内市町の状況を参考に、施設保有量の最適化を図ります。

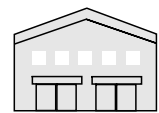
町総務課行財政改革推進係
(施設保有量適正化に関する問い合わせ)
☎ 055-272-1102
※業務に関する問い合わせは、各担当におつなぎします。

町立図書館の集約



三珠・六郷分館については予約本貸出・巡回業務を行います。

三珠地区公民館の機能移管



三珠総合福祉センターは休止し、健康管理センターに公民館機能を移します。

地区公民館主事の勤務地の変更



地区公民館に常駐している主事の勤務場所を町役場本庁舎に変更します。

市川手漉き和紙 夢工房と製紙試験場の廃止



令和6年度をもって市川手漉き和紙 夢工房と製紙試験場を廃止します。

成長に向けた歩み

公共施設の運用や
各種料金を見直します

確定申告の提出方法

町の申告相談会

2月17日(月)～3月17日(月)※平日のみ

【場 所】町役場本庁舎 1 階大会議室
【受付時間】午前9時00分～11時30分
午後1時30分～ 3時30分

※提出のみ【税務課、三珠・六郷支所で随時受付】
※申告内容が複雑な場合は、税務署での申告をお願いする場合があります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。



e-Tax (電子申告) で提出

インターネットから自宅ですべて申告ができます。

マイナンバーカードまたは税務署が事前に発行するID・PW を利用します。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。



郵送または収受箱へ投函

郵送や収受箱への投函で、土日でも提出ができます。

【郵送で提出する場合の宛先】

確定申告書

『東京国税局業務センター甲府分室 〒400-8541 甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎内』

町県民税申告書

『市川三郷町役場税務課 〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3』

税 目	令和6年分の申告書 提出期限及び納税期限
申告所得税及び復興特別所得税	3月17日(月)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(月)
贈 与 税	3月17日(月)

☑ 令和6年分還付申告書は、令和7年1月6日(月)より提出可



所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告書作成会場開設

2月17日(月)～3月17日(月)※平日のみ

【場 所】鯉沢税務署
【受付時間】午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)
【相談時間】午前9時～午後5時

※申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
※入場整理券は会場当日配付しますが、LINEによるオンライン事前発行も可能です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



20 歳になったら国民年金

国民年金は、老後の生活や、事故・病気により障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなど、いざというときの生活を、社会全体で支えようという考えで作られた仕組みです。



POINT!

将来の大きな支え

国民年金は20歳から60歳までの方が加入します。国の運営で安定しています。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけではない

国民年金には老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

猶予制度もあります

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校などに在学する方です。

納付猶予制度

学生でない150歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【問い合わせ】

竜王年金事務所

☎ 055-278-1100

町町民課

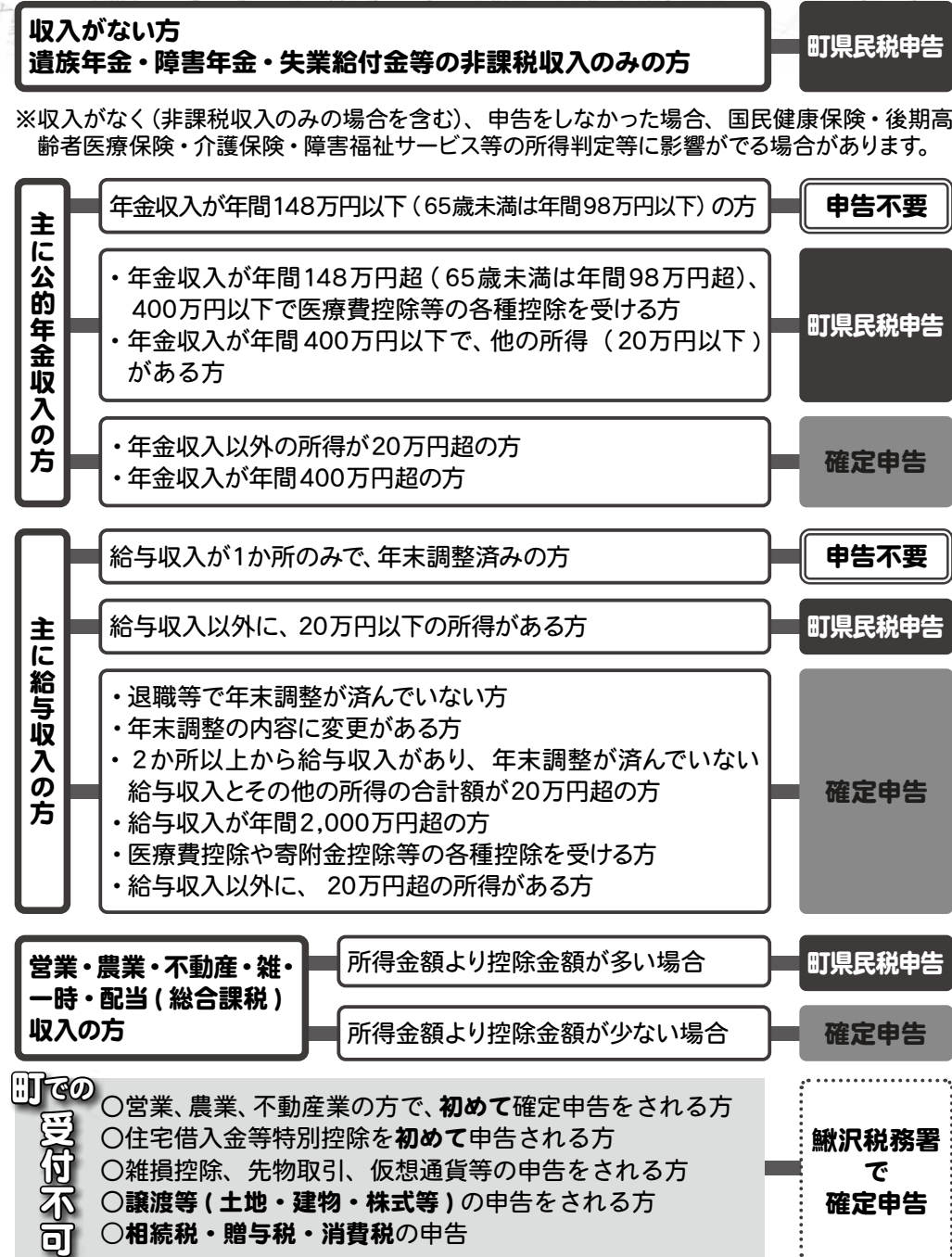
国保年金係

☎ 055-272-1105

あなたは申告が必要？ 確定申告？町県民税申告？

申告簡易フローチャート

- ・このフローチャートは、簡易的に申告が必要か判定するものです。
- ・令和6年中(令和6年1月1日から12月31日まで)の収入内容で判定して下さい。
- ・年齢は令和7年1月1日現在の年齢で判定して下さい。
- ・所得税の還付申告を受ける場合、下表に関わらず確定申告が必要です。(確定申告をされた場合は町県民税の申告書の提出は不要)
- ・「収入」とは総支給額のこと、「所得」とは収入から必要経費等を差し引いた額です。



町県民税の申告書を送付します！

町では、令和5年中の収入などの情報をもとに申告が必要と思われる方に対し、町県民税の申告書を送付します。(2月上旬送付予定)
申告書が送付されなくても、収入が「0」になった、扶養親族に変更があった、年金を受給するようになったなどの場合は、申告書の提出が必要になる場合があります。お気軽にお問い合わせ下さい。

税の申告は正しくお早めに！

申告受付期間

2月17日(月)～3月17日(月)

町税務課住民税係 ☎ 055-(272)1104	町県民税	所得税(土地等の譲渡を除く)・消費税
	所得税(土地等の譲渡)・贈与税	
	甲府税務署 ☎ 055-(254)6105	鯉沢税務署 ☎ 0556-(22)3191